



SOROPTIMIST
Best for Women®

国際ソロプチミストアメリカ 日本東リジョンLAWS

日本東リジョン細則

日本東リジョン手続

国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン細則

第1条 名称および区域限界

第1項 名称

本リジョンは国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョンと称する。

第2項 区域限界

本リジョンの区域限界は、現在、国際ソロプチミストアメリカ（以下連盟とする）が承認した、東京都、千葉県、群馬県、茨城県、神奈川県、新潟県、埼玉県、栃木県、山梨県の1都8県とする。

第2条 目的

本リジョンの目的は、国際定款および連盟の規約に定められたソロプチミストのプロジェクトを推進し、ソロプチミストの目的を遂行することである。

第3条 構成員

第1項 リジョンの構成員

本リジョンの構成員は、区域限界内に創立されたクラブとする。

第2項 会費

7月1日現在の在籍会員の年会費は1人当たり19,000円、終身会員の年会費は4,500円とし、それぞれ7月31日までに納入する。新入会員および新認証クラブのチャーター会員のリジョン年会費は7月1日から12月31日までの入会は19,000円、1月1日から6月入会届出締切日までに入会した会員は10,000円とする。

第4条 役員

第1項 構成

選出される役員はガバナー、ガバナー・エレクト、セクレタリー、トレジャラー、ディレクターである。

第2項 資格

役員に選ばれるのは、適格な正会員でクラブ会長の責務を果たしたものとする。リジョン役員は1クラブから1名のみを選出することができる。

第3項 任期

役員の任期は1期(2年間) または後任が選出されるまでの間とし、同じ役職に2度就くことはできない。選出された年の7月1日に就任する。任期の半ば以上を務めた役員は、

その役職の全任期を務めたものとみなされる。

第4項 欠員

ガバナーが欠員となった場合にはガバナー・エレクトが自動的にガバナーを引き継いで残任期間を全うし、さらに自らの任期を務める。新ガバナー・エレクトは次のリジョン大会で選出される。他の役員欠員は、理事会メンバーによる補充を優先し、最終欠員はリジョン理事会が候補者を指名し、事前の通知の上で投票有権者の表決により補充する。投票有権者は第9条の規定による。

第5項 任務

- (a) ガバナーは、リジョンの首席役員であり、リジョン大会ならびにリジョン理事会の議長となり、リジョンの業務と活動を監督し、他の役員を指揮する。ただし、理事会の決定を変えることはできない。本細則に別段の規定がない限り、指名委員会を除く全ての委員会およびその他の役職を任命し解任する権限を有し、委員会の職責委員となる。リジョン内のクラブの管理は、ガバナーの監督下に置かれる。ガバナーまたはその指定する役員は個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行なうことができる。その他ガバナー職に属する任務を遂行する。
- (b) ガバナー・エレクトは、全任期を満了すれば自動的に、完全な任期を有するガバナーとなる。ガバナー欠席の場合議長を務め、その任務を代行し、理事会またはガバナーがその時々委嘱するその他の任務を履行する。ガバナー職が空席となった場合、ガバナー・エレクトは自動的にガバナーを引き継ぐ。さらにガバナー・エレクトの任務にはガバナー職に就く準備をすること、ガバナーの指示のもとガバナーと緊密に協力し、できる限り補佐することを含む。
- (c) セクレタリーは、リジョン大会、理事会の議事録をとり、会合開催の通知、諸記録の保管責任者となる。また求められる報告を行なう。
- (d) トレジャーラーは、リジョンの資金を受領しリジョン理事会が定める金融機関に預託する。また、認可された支払いをし、要請により財務報告書を作成する。財務委員会の職責委員となる。
- (e) ディレクターは、ガバナーあるいは理事会によって割り当てられた任務を遂行する。

第5条 指名委員会

第1項 指名委員会の構成

5名の正会員で構成される。即ち、リジョン理事会が選出する委員長、各クラブより推薦され、リジョン大会で選出される委員4名である。

第2項 任務

指名委員会は、リジョン役員候補者を指名する。

第3項 任期

指名委員会は、その報告がリジョン大会に正式に提出されたときに、自動的に任務を解除

される。

第4項 欠員

指名委員会に欠員が生じた場合は、リジョン理事会が選出し補充する。

第6条 指名ならびに選挙

リジョン役員はリジョン大会で選出され、指名および選挙は次の手順による。

1. 連盟大会開催年の前年(奇数年)の10月1日以前に、指名委員会委員長は各クラブに対し、候補者推薦を依頼する。
2. 各クラブは11月15日までに回答する。
3. 委員長は11月16日以降に指名委員会を開催し、推薦された各役職の候補者およびその他の適格者の審議を行なう。
4. 委員長は、指名委員会より指名された候補者に、それぞれの役職に対し、就任の意思の有無を確認する。
5. 就任の意思を表明した候補者は、資格概要書を委員長に提出する。
6. 連盟大会年(偶数年)に開催されるリジョン大会の60日前までに、大会招集状に記載するため、指名委員会は全候補者に関する資料をリジョンセクレタリーに提出する。
7. リジョン大会議事日程(案)には、指名報告および選挙の日時が明記される。
8. 委員会はリジョン大会においてリジョン役員候補者指名報告を行なう。
9. 委員会の報告終了後、それぞれの役職についての表決が行なわれるまでの間に、指名を受ける者の同意が得られることを条件に、議長は議場よりの追加指名を求めなければならない。
10. 追加指名をする者は、役職者として適格であることを記した資料を投票有権者に周知できる枚数を用意し、議長に提出しなければならない。
11. 各役職の候補者が定員を超える場合は、選挙は定められた投票用紙を使用して行なわれる。テラーは投票結果を確認し、テラーの責任者は議長に報告する。
12. リジョン役員は過半数の得票により選出される。

第7条 会 合

第1項 リジョン大会

(a) 開 催

リジョン大会は、ガバナーの招集により毎年1回春季に、リジョン理事会で定める日時、場所において開催され、細則の改正、委員会報告および必要議案の審議などを行なう。開催地は、大会の1年前を基準として選定され、報告される。

(b) 公 示

大会の公示は、開催日の90日以前とする。招集状は大会の45日以前に発送されなけれ

ばならない。この招集状には、リジョン細則に準拠し適法に提出された議案および理事会がクラブに必要であると判断した審議事項などを記載する。

(c) デレゲート

リジョン内のクラブ会長またはその代理と、クラブデレゲートとしてクラブにより選出された2名のデレゲートがクラブを代表する。デレゲートはすべて適格な会員でなければならない。

(d) 財 務

リジョン大会登録料は、登録料(A) 登録料(B) の2科目とする。それらの金額はリジョン理事会で決定する。登録料(A) は大会登録締切り日に在籍する全会員数に基づいて各クラブが納入する。登録料(B) はリジョン大会に出席する会員を対象として納入される。登録料は大会開催日の45日前までに納入する。大会終了後、収支報告書を作成する。

(e) 定足数

大会の定足数は、リジョンを構成するクラブのデレゲート数の過半数とする。

(f) 資格審査委員会

ガバナーにより5名以内の資格審査委員が大会前に任命される。資格審査委員会は投票有権者の資格を審査し、大会で報告する。

第2項 リジョン研修会

(a) 開催

研修会はリジョン内クラブを対象とし、ガバナーが主催する。年1回秋季開催を原則とする。

(b) 財 務

リジョン研修会登録料は、登録料(A) 登録料(B) の2科目とする。それらの金額はリジョン理事会で決定する。

登録料(A) は研修会登録締切日に在籍する全会員数に基づいて各クラブが納入する。登録料(B) はリジョン研修会に出席する会員を対象として納入される。登録料はリジョンが指定する期日までに納入する。研修会終了後、収支報告書を作成する。

第3項 特別会合

特別会合は、少なくとも10クラブの書面による要請または理事会の要請を受けて、ガバナーの招集により開催される。開催は、会合の目的を記した招集状をもってクラブに通知する。招集状は開催日の45日以前に発送しなければならない。

第8条 郵便投票

リジョン理事会は、リジョン大会とリジョン大会の間で急を要すると判断した場合、郵便投票によって議決を求める。この議題にはその理由、背景説明、財務的影響が詳細に記載されていなければならない。議題の提出権者は、第10条第3項(b)に規定された者とする。これらの案件は、ガバナー一名で投票有権者に送付され、期限までにセクレタリー宛に返送される。セクレタリーはその結果をガバナーに提出し、リジョン理事会、各クラブに報告しなければならない。

第9条 投票有権者

リジョン大会の投票有権者は、登録され資格審査を受けた上で出席している各クラブ3名のデレゲートおよびリジョン理事会メンバーである。郵便投票の投票有権者は、リジョンに登録された各クラブ3名のデレゲートおよびリジョン理事会メンバーである。

第10条 理事会

第1項 構成

リジョン理事会は、リジョン役員で構成する。

第2項 定足数

リジョン理事会は、構成員の過半数をもって定足数とする。

第3項 会合

(a) リジョンの定例理事会はガバナーの招集により月1回以上開催され、開催通知は少なくとも20日前になされなければならない。特別理事会はガバナーが招集することができるほか、2人の理事会メンバーの書面による要請があれば招集するものとする。特別理事会の開催通知は少なくとも3日前になされなければならない。

(b) 理事会へ議案を提出することができるのは

- ① 日本東リジョン理事会
 - ② 日本東リジョン理事会メンバー
 - ③ 日本東リジョン常任委員会
 - ④ 日本東リジョン国連リエゾン
 - ⑤ 日本東リジョン内のクラブ
 - ⑥ 日本の5リジョンに所属する国際ソロプチミストアメリカ理事
 - ⑦ 日本の5リジョンに所属する国際ソロプチミストアメリカ資金調達協議会メンバー
 - ⑧ 公益財団法人ソロプチミスト日本財団理事会
- とする。

第4項 任務

- (a) リジョン大会の議決を変更しない限り、リジョン業務管理の権限を有する。
- (b) リジョン内で、国際、連盟、リジョンのプログラムを実施する責任を有する。
- (c) リジョン細則および手続に定めるその他の任務を遂行する。

第5項 解任

リジョン理事会は役員が任務履行を怠ったり、ソロプチミスト組織に相反する行為をした時には、役職を解任する権限を有する。ただし、その処置をとる前に、理事会で弁明する機会を与えなければならない。

第11条 委員会ならびに職務

第1項 常任委員会

リジョンガバナーによって任命された委員長、委員から成る。

プログラム委員会

メンバーシップ委員会

資金調達委員会

広報委員会

財務委員会

規約決議・SOLT 委員会

ソロプチミスト日本財団委員会

第2項 特別（アドホック）委員会

本リジョンまたは理事会は、本リジョンの業務遂行の上で必要と認める特別委員会を設置することができる。

第12条 財 務

第1項 会 計

本リジョン会計は、公益法人の会計基準に準じる。会計年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

第2項 予 算

リジョン財務委員会によって作成された予算案は、理事会に提出された上でリジョン大会、または郵便投票で承認を受けなければならない。

第3項 監 査

リジョン会計は、年度終了後、およびリジョン理事会の指示によるその他の時に監査を受けなければならない。

第4項 財務報告

財務報告書は会計監査報告書を付した上でクラブの承認を受けなければならない。

第13条 連盟理事選挙区

日本東リジョンおよび日本北リジョンからなる第4選挙区の連盟理事は輪番制とする。

第14条 議 事 法

本細則、手続およびリジョンの現行規定、国際ソロプチミストアメリカ細則および手続、国際ソロプチミスト定款および細則で特に規定されていない事項については、最新版の「ロバート議事法」が議事法の権威である。

第 15 条 非常事態における措置

災害等の非常事態により影響を受けたクラブは、リジョンに納付する財務負担に対して免除あるいは延期の申請をリジョン理事会へ提出することができる。リジョン理事会は 3 分の 2 の賛成があればその措置を採る。また、非常事態によりリジョン大会の開催が不可能となった場合には、リジョン理事会の決定により、予定されていた審議あるいは選出する業務を郵便投票で行なうことができる。

第 16 条 改 正

第 1 項 リジョン細則の改正

リジョン細則は、リジョン大会招集状に明記され、大会の 3 分の 2 の賛成が得られれば改正することができる。改正細則には、採択された日付が明示される。

第 2 項 改正案、決議案

改正案・決議案は、次の手順により提出することができる。

1. クラブ、リジョン理事会、リジョン理事会メンバー、リジョン常任委員会、国連リエゾンは、リジョン大会審議のため改正案を提出することができるが、これらは大会開催の 150 日前までに、リジョンガバナー、ガバナー・エレクト、セクレタリー、規約決議・SOLT 委員長に各 1 通を送付する。改正案は、招集状に記載されなければならない。
2. ソロプチミストの目的の枠内において大会で議決を求める決議案も、上記の手順によらなければならない。
3. 提出される改正案、決議案には、その趣旨と背景および提案者が明記されていなければならない。
4. 資金を必要としない決議案で急を要するものは、リジョン理事会の勧告により規約決議・SOLT 委員会が提出することができる。この場合リジョン大会で審議するには、投票有権者の 4 分の 3 の承認が必要である。

付 則

本細則は、2012 年 4 月 22、23 日	第 26 回日本東リジョン大会で採択
本細則は、2013 年 4 月 21、22 日	第 27 回日本東リジョン大会で改正
本細則は、2014 年 4 月 20、21 日	第 28 回日本東リジョン大会で改正
本細則は、2015 年 4 月 19、20 日	第 29 回日本東リジョン大会で改正
本細則は、2016 年 4 月 17、18 日	第 30 回日本東リジョン大会で改正
本細則は、2017 年 4 月 16、17 日	第 31 回日本東リジョン大会で改正

国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン手続

総 則

「日本東リジョン手続」には理事会で議決された手続および継続政策を記録する。また、国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョンの略称は日本東リジョンとする。

A 日本東リジョン理事会

1. 理事会会合

- A-1-1 理事会は、理事会会合に構成員の代理出席を認めない。
- A-1-2 ガバナーは、理事会会合にその協議事項に関連する他のメンバーを出席させることができる。ただし、そのメンバーは、求めにより議案を説明し意見を述べることはできるが、採決には参加できない。
- A-1-3 理事会メンバーが議事日程案に変更または追加を希望する場合には修正を加えて採択することができる。
- A-1-4 特別理事会については開催目的の審議のみ行なう。

2. 理事会への提出議案

- A-2-1 理事会への提出議案は、日本東リジョン所定の用紙を使用し、他の要望事項や質問事項とは区別されなければならない。
- A-2-2 提出議案には下記の事項が明記されなければならない。
 - ① 提出者
 - ② 提案理由
 - ③ 背景の説明
 - ④ 資金の支出を要する場合は、具体的金額

3. 理事会会合での動議

- A-3-1 理事会会合での動議などは、日本東リジョン細則の規定する議事法権威に基づく。

4. 理事会の記録

- A-4-1 理事会が必要と認めた場合は、理事会会合に記録装置を使用してもよいが、その筆写を議事録とはしない。

5. 議事録

- A-5-1 セクレタリーは理事会議事録草稿を作成し、次回理事会までにその写しを理事会メンバーに送付する。送付後開催される理事会会合で議事録の承認を求め、承認されたものを理事会議事録とする。
- A-5-2 必要な場合には承認された議事録の該当する事項の抜粋を当該委員会委員長に送付する。

6. 手続の採択および管理

- A-6-1 本手続は理事会メンバーの過半数の表決により採択され、改正・廃止については3分の2の表決、事前の通知がある時は過半数の表決による。採択された手続は特段の付加条件がない限り、直ちに発効する。
- A-6-2 手続の改正報告はリジョン大会、理事会会合後、また郵便投票による場合はその最終結果を、可能な限り速やかに送付する。
- A-6-3 セクレタリーは、日本東リジョン手続を最新のものにしておく責任を有する。新しい決定には日付を付記する。

7. 次期理事会準備会合

- A-7-1 日本東リジョン大会終了後、ガバナーの承認を得て、次期ガバナーの招集により次期理事会メンバーによる準備会合を行なう。

8. リジョンメール

- A-8-1 毎月公式ニュースレターとして、リジョンメールを発行する。

9. 儀 礼

- A-9-1 日本東リジョンを代表してガバナーは、下記の場合公式の挨拶を贈る。
 - ① クラブ認証式
 - ② クラブ認証周年記念式典（満10周年毎）
 - ③ ベンチャークラブ、シグマソサエティ、Sクラブ認証式
 - ④ 理事会で承認されたソロプチミスト組織以外の団体の諸行事
- A-9-2 日本東リジョンを代表してガバナーは下記の儀礼を贈る。
 - ① 死去したクラブメンバーに〔弔電〕と〔供花〕
 - ② クラブ認証満10周年毎に記念楯
 - ③ 日本国内の他のソロプチミストリジョン大会にガバナーが欠席の場合、祝辞
 - ④ ソロプチミスト組織以外の団体の諸行事への儀礼は理事会が決める。

10. 公 式 訪 問

- A-10-1 例会公式訪問はリジョン内クラブの強化助成、クラブ間およびクラブとリジョンの間の良好な関係を促進することを目的として行なう。ガバナーが日程を調整する。

11. 財 務

- A-11-1 理事会に出席する理事会メンバーならびにガバナーの招請する他のメンバーに、交通費、日当、宿泊費を支給する。
- A-11-2 理事会準備のための会合に出席するメンバーおよびガバナーの招請する他のメンバーに交通費、日当、宿泊費を支給する。
- A-11-3 クラブ認証式およびクラブ周年記念式典（満10周年毎）に出席するガバナーに、交通費、日当、宿泊費、登録料を支給する。ただし、ガバナーはその代理としてリジョン理事会メンバーの1名を指名することができる。

- A-11-4 日本国内の他のソロプチミストリジョン大会に出席するガバナーに、交通費、日当、宿泊費、登録料を支給する。
- A-11-5 次期リジョン理事会会合に出席するメンバーに、交通費、日当、宿泊費を支給する。
- A-11-6 クラブ公式訪問を行なう理事会メンバーに、交通費、日当、宿泊費を支給する。
- A-11-7 リジョンを代表して、ソロプチミスト組織以外の団体の諸行事に出席するガバナーまたは代理のメンバーに交通費、日当、必要な場合は登録料を支給する。

12. 印章管理規定

- A-12-1 「SIA日本東リジョンガバナーの印」は印章管理規定に基づき使用される。

B 日本東リジョン委員会、SIA リジョン・チェア、国連リエゾン

1. 委員会ならびに職務

B-1-1

リジョンの効率的な運営のために以下の常任委員会を設置する。

プログラム委員会：

連盟の目的に沿ったソロプチミスト・プログラムを推進し、奨励する。

メンバーシップ委員会：

新クラブ認証を助け、クラブの会員増強や会員維持を支援する。

資金調達委員会：

ソロプチミストのための資金調達を奨励する。

広報委員会：

広報誌やウェブサイト等を通してソロプチミストの知名度が上がるようにする。

財務委員会：

リジョンの方針による財務計画のもとに予算案を作成し理事会、リジョン大会に提出する。承認された予算の実行を定期的を確認する。リジョン大会、その他リジョン理事会より指示される財務業務を行う。委員会は収支予算書および財務諸表並びに財務規定の精査により、クラブの健全な財政運営を支援する。

トレジャラーは職責委員である。

規約決議・SOLT 委員会：

国際ソロプチミスト定款・国際ソロプチミストアメリカ細則、連盟手続、リジョン細則、リジョン手続、クラブ細則に準拠し提出された改正案を受理し、必要であれば大会措置を求める。細則改正に関する通知を速やかに行い、規約集を最新のものにしておく責任を有する。最新のクラブ細則が上位規約に準拠していることを確認する。

SOLT はソロプチミスト組織の理解 (SO-Soroptimist Orientation) と、会員のリーダーシップ育成 (LT-Leadership Training) を推進する。

ソロプチミスト日本財団委員会：

公益財団法人ソロプチミスト日本財団の支援事業、奨励事業、顕彰事業、援助事業に協力するための活動を行う。

- B-1-2 特別委員会は特定の任務を遂行するために設置される。現存する常任委員会に割当てられている職務に含まれる任務は認められない。任務についての最終報告を行なった時に自動

的に消滅する。

2. 委員会メンバーの任命

- B-2-1 次期ガバナーは、リジョン大会終了後に次期の日本東リジョン委員会メンバーおよび国連リエゾン任命する。ガバナーの任命権限には、委員会メンバー等の欠員の補充、入替、解任の権限が含まれる。任命権者であるガバナーは、指名委員会を除く全ての委員会の職責委員である。
- B-2-2 特別委員会のメンバーはガバナーが任命する。ガバナーの任命権限には、委員会メンバーの欠員の補充、入替、解任の権限が含まれる。任命権者であるガバナーは、全ての特別委員会の職責委員である。

3. SIA リジョン・チェア

- B-3-1 ガバナーは連盟とリジョンの連絡を取りながらソロプチミストの掲げる目標達成に協力する各チェアを任命する。
 - プログラムチェア
 - メンバーシップチェア
 - 資金調達チェア
 - 一般的知名度チェア
- B-3-2 さらにSIAの主要プログラムを担当する以下のチェアを任命する。
 - SIA 夢を生きる賞・リジョンチェア
 - SIA 夢を拓く・リジョンチェア
 - SIA 成功を祝うソロプチミスト賞・リジョンチェア

4. 委員長会議

- B-4-1 ガバナーは、任期中に1回以上、リジョン委員会委員長および各チェアを招集し委員長会議を開催することができる。ガバナーはこの会議に理事会メンバーを出席させることができる。

5. 委員会研修

- B-5-1 ガバナーは委員会を招集し、リジョン委員会研修を開催することができる。ガバナーはこの会議に理事会メンバーを出席させることができる。

6. 委員会会合

- B-6-1 委員会は委員長が招集し、開催通知はガバナーに提出する。委員会報告・勧告案を作成し理事会の支持や見解を求める。
- B-6-2 委員会に当該委員会メンバー以外の出席を要請する場合は、ガバナーの承認を得なければならない。
- B-6-3 理事会は、委員会の提案を審議し決定を行う。理事会が必要と判断すれば、クラブの決議を求める。

7. 次期委員会研修

- B-7-1 ガバナーの承認を得て次期ガバナーは、次期委員会、SIA リジョン・チェアおよび国連リエゾンを招集し会合を開催することができる。

8. 国連リエゾン

- B-8-1 国連リエゾンの任期は、常任委員会に準じる。
- B-8-2 国連リエゾンは、日本の国連諸機関との折衝・連携業務にあたる。
- B-8-3 国連リエゾンは、ガバナーの招請により委員長会議およびその他の会合に出席することができる。

9. 財 務

- B-9-1 次期委員会研修、委員長会議、委員会研修、委員会会合に出席するメンバーに交通費、日当を支給する。
- B-9-2 委員会費に含まれるものは、委員会会合開催に要する費用および理事会の承認を得ている活動に要する費用とする。
- B-9-3 委員会活動は、計画書、見積書などを添付のうえ理事会に申請し、承認を得なければならない。
- B-9-4 SIA リジョン・チェアの財務は委員会に準じる。
- B-9-5 国連リエゾンの財務は委員会に準じる。
- B-9-6 国連機関の諸行事に出席する国連リエゾンまたはその代理に交通費、日当、必要な場合は登録料を支給する。

C プ ロ グ ラ ム

1. SI 継続プログラム

- C-1-1 12月10日国際会長アピール

2. SIA プログラム

- C-2-1 夢を生きる：女性のための教育・訓練賞
- C-2-2 夢を拓く：女子中高生のためのキャリア・サポート
- C-2-3 成功を祝うソロプチミスト賞
- C-2-4 ヴァイオレット・リチャードソン賞
- C-2-5 女性と女儿のためのソロプチミスト・クラブ助成金
- C-2-6 女性と女儿のためのソロプチミスト災害援助金
- C-2-7 ドメスティック・バイオレンス終結に向けての職場キャンペーン
- C-2-8 人身売買防止プロジェクト
- C-2-9 SIA クラブロードマップ クラブはSIA クラブロードマップを参照して活動目標達成度チェックする

3. 日本東リジョン継続プログラム

C-3-1 日本東リジョン表彰プログラム

- ① 夢を生きる：女性のための教育・訓練賞 日本東リジョン賞
- ② 成功を祝うソロプチミスト賞
- ③ スポンサーシップ賞
- ④ クラブ会員拡張賞

C-3-2 リジョン・ユース・フォーラム

C-3-3 災害救援金

C-3-4 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）への難民救済募金

C-3-5 国連広報センター、ユネスコ、ユニセフ等への協力

C-3-6 夢を生きる：女性のための教育・訓練賞、成功を祝うソロプチミスト賞、スポンサーシップ賞、クラブ会員拡張賞等の表彰は、日本東リジョン大会にて行う。

C-3-7 継続プログラム以外のプログラムの実施、および継続プログラムの改正・廃止についてはリジョンまたは理事会の承認を要する。

4. ファウンダーデー

C-4-1 10月3日を創立者記念日とし「ファウンダーデー」とする。クラブに祝うように奨励する。

5. ファウンダーガバナーデー

C-5-1 日本東リジョンは千嘉代子初代ガバナー誕生日：10月6日を「ファウンダーガバナーデー」とする。

10月に記念行事を実施するようクラブに奨励する。

C-5-2 日本リジョン創立10周年記念事業「千嘉代子ファウンダーガバナー歌碑」および記念植樹の桜樹は、5リジョン共同で維持管理する。

6. 夢を生きる：女性のための教育・訓練賞 日本東リジョン賞

C-6-1 各年度の入賞者数、賞金は理事会が決定する。

C-6-2 夢を生きる：女性のための教育・訓練賞の応募者に日本東リジョンより賞状を贈る。

C-6-3 クラブはクラブによる表彰を行ない、1位をリジョンに推薦する。

7. 成功を祝うソロプチミスト賞

C-7-1 成功を祝うソロプチミスト賞は7月1日を締切とする。

C-7-2 各部門1位を連盟に推薦する。

C-7-3 その他の優れたプロジェクトについては東リジョン表彰とする。

8. スポンサーシップ賞、クラブ会員拡張賞

C-8-1 スポンサーシップ賞は、1年間にソロプチミスト・クラブ、ベンチャークラブ、シグマソ

サエティ、Sクラブをスポンサーしたクラブに贈る。

- C-8-2 クラブ会員拡張賞は、1年間に実質5名以上（金賞）実質3名以上（銀賞）の新入会員があったクラブに贈る。
- C-8-3 ファイブ・メンバーズピンは、1年間に、1会員が5名以上の会員を推薦し、その新入会員が在籍していることが確認された場合に贈る。
- C-8-4 8-1、8-2、8-3については、その期日を4月1日から翌年3月31日までを基準とする。

9. リジョン・ユース・フォーラム

- C-9-1 ガバナーは任期中に1回、リジョン・ユース・フォーラムを開催する。

10. 災害救援

- C-10-1 国内外の災害に対する救援金ならびに緊急援助については、理事会はこれを審議し、必要ならば連盟理事会に、その拠出を提案することができる。
- C-10-2 緊急援助を必要とする事態が生じた場合は理事会で協議し、日本東リジョン会計より予算内で拠出することができる。

11. 以下の事業にクラブが取り組むことを奨励し支援する

公益財団法人ソロプチミスト日本財団に関わる事業

- C-11-1 支援事業
ソロプチミスト日本財団女性研究者賞
- C-11-2 奨励事業
ソロプチミスト日本財団ドリーム賞
- C-11-3 顕彰事業
千嘉代子賞
社会ボランティア賞
学生ボランティア賞
- C-11-4 援助事業
ソロプチミスト日本財団活動資金援助

12. 審査

- C-12-1 夢を生きる：女性のための教育・訓練賞の日本東リジョン審査は、理事会、担当委員会、外部審査員があたる。外部審査員はガバナーが選任する。
- C-12-2 公益財団法人ソロプチミスト日本財団賞のリジョン内最終審査は、理事会メンバーおよびソロプチミスト担当委員会より審査員をガバナーが選任し、公益財団法人ソロプチミスト日本財団の日本東リジョンに在籍する評議員が加わり行われる。

13. 財務

- C-13-1 夢を生きる：女性のための教育・訓練賞の日本東リジョン審査に要する費用は、日本東リジョンが負担する。
- C-13-2 日本東リジョン主催のユース・フォーラム参加者に、旅費の実費ならびに理事会の決定する額の宿泊費、食事代を支給する。
- C-13-3 日本東リジョン主催のユース・フォーラムに出席を要請されたメンバーに交通費、日当、宿泊費を支給する。
- C-13-4 夢を生きる：女性のための教育・訓練賞の連盟からの賞金に為替レートによる調整のために日本東リジョンが賞金を追加することができる。

D 日本東リジョン大会

1. 運 営

- D-1-1 リジョン大会運営は実行委員会があたる。
- D-1-2 実行委員会は理事会メンバーと財務委員長、規約決議・SOLT 委員長で構成する。
- D-1-3 準備委員会は、実行委員会とホステスクラブの5名の代表者で構成する。
- D-1-4 大会招集状および大会要綱は、リジョン大会登録料（A）を納入した日本東リジョン全会員に配布される。
- D-1-5 資格審査委員会は、ガバナーが任命する。
- D-1-6 分科会にソロプチミスト会員を講師として要請する場合は、事前に理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- D-1-7 議事の審議には、ガバナーの任命により議事法アドバイザーを置くことができる。

2. 財 務

- D-2-1 本リジョンの決定機関であるリジョン大会は、登録料による運営を原則とする。大会ごとに、大会に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載する収支報告書を作成する。
- D-2-2 リジョン大会登録料は、登録料（A）と登録料（B）とする。
登録料（A）はリジョン大会義務的分担金として在籍する全会員を対象とし納入される。
登録料（B）は大会に出席する会員を対象とし納入される。
ただし、大会登録締切日から大会当日までに認証されるクラブについては、大会参加者のみを対象とし（A）ならびに（B）登録料を納入する。
その他の未認証クラブについては大会参加者のみが、スポンサークラブを介して理事会が定めるオブザーバー登録料を納入する。
- D-2-3 リジョン大会に出席するリジョン理事会メンバーには、交通費、日当、宿泊費、および登録料（B）を支給する。
- D-2-4 リジョン大会に出席するホステスクラブメンバーの大会登録料（B）を支給する。ただし、デレガート3名分を除く。さらに、リジョン理事会の承認する日数の日当を支給する。
- D-2-5 リジョン大会に出席する財務委員長、規約決議・SOLT 委員長、指名委員長、資格審査委員会メンバー、次年度リジョン大会ホステスクラブ会長、議事法アドバイザーならびにガバナーの指名するその他のメンバーに交通費、日当、宿泊費、および登録料（B）を、上記以外の委員会メンバーには、大会中に出席義務がある1日分の日当および宿泊を要する

場合は申請により宿泊費を支給する。

D-2-6 リジョン大会で表彰される外部の各受賞者には、大会出席費用として旅費の実費、宿泊を要する場合は申請により宿泊費を支給する。受賞者がソロプチミスト会員以外の付添人を必要とする場合は、1名に限り受賞者と同額の経費を支給する。

D-2-7 リジョン大会開催にあたっては普通傷害保険を契約し、保険料はリジョン大会に関する財務から支出する。提携する保険会社と金額については、理事会が決定する。

E 財 務

1. リジョン会計区分

E-1-1 リジョン会計は、公益法人会計基準に準じる。

E-1-2 事業遂行上、特別会計を設置した場合は、遂行後速やかに精算を行ない、リジョン会計に戻し入れる。

2. 指定銀行口座

E-2-1 日本東リジョンのクラブから送金する指定口座は、以下のとおりとする。

三菱東京UFJ銀行 麹町支店

普通口座 No.5105438

SIA日本東リジョン

ガバナー (当期ガバナー名)

E-2-2 取引銀行は理事会の承認により設定することができる。

3. 交通費、日当、宿泊費

E-3-1 本リジョンの費用規定は、以下のとおりとする。

国 内

交通費：航空運賃

鉄道運賃、特急料金および指定席料金等

日 当：2,000円

宿泊費：実 費（12,000円を限度とする）

国 外

交通費：航空運賃

鉄道運賃、特急料金および指定席料金等

日 当：10,000円

宿泊費：実 費

E-3-2 上記費用の精算に関しては、リジョン所定の用紙を使用して請求する。

E-3-3 上記費用の金額または一部を招請元より支給された場合は、その金額を支給実費から差し引く。

E-3-4 連盟隔年大会開催地になる等 特段の事情がある場合は、予算の範囲内で、リジョン理事会で議決する。

4. 渉 外 費

E-4-1 ガバナーの渉外費には以下の項目が含まれている。

- ① 死去した会員に弔電と供花を贈る費用
- ② ソロプチミスト団体以外との交際に要する費用
- ③ リジョン理事会で承認されたその他の費用

5. 事業活動予備預金

E-5-1 事業活動予備預金は、日本東リジョン周年記念事業費および事業活動資金等に充てることができる。ただし、理事会が必要と認めた場合はクラブの議決を求める。

6. 会計監査

E-6-1 日本東リジョン会計の年次監査ならびに随時監査は、日本東リジョン理事会が依頼した公認会計士が行う。

F 日本東リジョン研修会

1. 研修会会合

F-1-1 ガバナーはリジョン内クラブ及び会員のための研修会を開催する。その日時、開催場所、プログラムの選定は、招集者であるガバナーがこれを行う。

2. 財 務

F-2-1 リジョン研修会は登録料による運営を原則とする。研修会ごとにこれに属する全ての収益とこれに対する全ての費用とを記載する収支報告書を作成する。

① 登録料(A)納入は、研修会登録料納入締切日に在籍する全会員を対象とする。

② 登録料(B)納入は、研修会出席者を対象とする。

F-2-2 研修会出席の理事会メンバー、および研修会のためにガバナーが招請したメンバーには、交通費、日当、宿泊費を支給する。

F-2-3 リジョン研修会にあたっては、普通傷害保険を契約する。提携する保険会社と金額については、理事会が決定する。

G 三 役 会 議

1. 三 役 会 議

G-1-1 ガバナーは連盟手続が規定するクラブの三役（会長、セクレタリー、トレジャラー）に対する研修会を、「三役会議」として開催する。三役会議は年度初期のできるだけ早い時期に毎年開催する。

G-1-2 三役会議には理事会メンバー、常任委員長、国連リエゾン、およびガバナーが要請するメンバーが出席する。

2. 財 務

G-2-1 三役会議は登録料による運営を原則とする。登録料はクラブ単位とし、リジョン理事会が金額を決定する。

- G-2-2 三役会議に出席する理事会メンバー、常任委員長またはその代理、国連リエゾンおよびガバナリーが要請するメンバーに交通費、日当を支給する。

H クラブ

1. リジョン年会費、連盟年会費、国際年会費

- H-1-1 リジョン年会費はリジョンの事業活動に使われる。
- H-1-2 リジョン年会費はクラブが期首会員数分を7月末までにリジョンに送金する。
- H-1-3 連盟年会費、国際年会費はリジョンが取りまとめて7月に連盟に送金する。クラブは連盟送金時の日本円換算額を8月にリジョンに送金する。
- H-1-4 新入会員および新認証会員のリジョン年会費は入会届提出の翌月にリジョンに送金する。連盟入会金、連盟年会費、国際年会費は入会届提出月にリジョンが連盟に立替払いをし、その翌月に日本円換算額をクラブがリジョンに送金する。
- H-1-5 クラブはリジョンへのすべての送金を指定銀行口座に振り込むものとする。

2. 新クラブ拡張助成金

- H-2-1 リジョンは新クラブ拡張助成金を支給する。金額・支給先は理事会が決定する。
- H-2-2 拡張助成金の申請は、第2回結成準備会報告と併せて理事会に提出する。
- H-2-3 拡張助成金は、新クラブ認証にかかる費用の助成のために支給される。認証式に関する費用は一切認められない。
- H-2-4 拡張助成金の収支報告書を、リジョン理事会に提出する。

3. 認 証 式

- H-3-1 認証式準備、指導および式典を助ける、理事会が認めたメンバーの交通費、日当、宿泊費は3回を限度としてリジョンが負担する。費用規定はE-3-1に準ずる。
- H-3-2 他クラブの認証式その他の式典に出席する会員は、クラブを通して出席を申し込む時に、登録料を納入しなければならない。
- H-3-3 新認証クラブは、認証式に出席するソロプチミスト会員に対して記念品を贈る必要はない。
- H-3-4 リジョンは、新認証クラブおよび新入会員に理事会の決定する以下の資料等を支給する。

クラブ保存用資料

- ・ Laws (国際ソロプチミストアメリカ細則・手続)
- ・ 日本東リジョンLAWS (国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン細則・手続)
- ・ 日本東リジョンクラブ細則 (案)
- ・ 財務規定 (案)
- ・ 会計マニュアル
- ・ 会員ハンドブック

パンフレット他関係資料

- ・ 東リジョンパンフレット
- ・ 公益財団法人ソロプチミスト日本財団関係資料

会 報 類 (最近分のみ)

- ・ 連盟公式ニューズレター 「Best for Women」

- ・ 日本東リジョン会報
- ・ 日本のソロプチミスト・小史 東リジョン編

会 長 用

- ・ 会長ピン (認証式当日 ガバナーより授与)

メンバー用資料

- ・ Laws (国際ソロプチミストアメリカ細則・手続) 会員数分
- ・ 日本東リジョンLAWS (日本東リジョン細則・手続) 会員数分
- ・ 会員ハンドブック 会員数分

H-3-5 日本東リジョンは、新認証クラブに認証祝い金を贈る。金額については理事会がこれを決定する。

H-3-6 日本東リジョンは、各クラブ会員に認証式に出席することを奨励する。

4. クラブへの講師派遣

H-4-1 新認証3年未満のクラブが、クラブ運営に関する講師をリジョン理事会、常任委員会から招請する場合は、講師の交通費、日当、宿泊費はリジョンが負担する。

H-4-2 クラブ業務例会、クラブ研修会などにソロプチミスト講師の招請を希望する場合は、事前にテーマを添えてリジョン理事会に提出、承認を得る。リジョン理事会は最適なメンバー(理事会メンバー・委員会メンバー)を選任する。費用はクラブ負担とする。

5. 頒布品、配付品

H-5-1 クラブは頒布品購入に際してその送料を負担する。

6. リジョンへの通知義務

H-6-1 クラブはメンバーに異動(入会、退会、移籍)または変更が生じた場合には日本東リジョン所定の用紙に記入し、すみやかにリジョン事務局に提出する。

- | | | |
|-------------|-----------|------|
| ① 入会の場合は | 「会員名簿カード」 | ホワイト |
| ② 退会の場合は | 「退会届出書」 | ブルー |
| ③ 移籍の場合は | 「移籍届出書」 | ピンク |
| ④ 変更が生じた場合は | 「変更届出書」 | イエロー |

上記の届出書については毎月20日を提出期限とし、これを翌月1日付のクラブ在籍メンバーとする。特に年度末は、6月20日までに提出されるものが新年度期首の在籍会員数となる。

H-6-2 クラブは、国家的表彰を受けた会員、死去した会員の氏名と情報を日本東リジョンガバナーに通知する。

H-6-3 クラブは、指定口座ならびに役員/理事報告書、例会日時・場所、クラブ事務局に変更が生じた場合、ただちにリジョン事務局へ報告する。

7. クラブの認証、合併、認証取り消し、解散

H-7-1 国際ソロプチミストの正会員資格を満たす女性最低12名の会員により結成されたクラブは本リジョンを通して国際ソロプチミスト・クラブの認証を連盟に申請することができる。

- H-7-2 複数の既存クラブはリジョン理事会に届け出て合併することができる。合併するクラブは合併後の新クラブ認証状を申請するか、元の認証状のいずれか、または全てをそのまま保持するか否かを、随意に決めることができる。合併するクラブは合併後のクラブ名に関して同意がなされていないなければならない。
- H-7-3 解散するクラブはリジョンに届け出る。ガバナーはリジョンのメンバーシップ委員長と協力して、以下の事項が確実に行われるようにする。
- (a) クラブの運営主体が、クラブの全ての債務を支払うか、その支払いの準備をしており、クラブの全ての資産を SIA あるいはもっぱら慈善、科学、文芸、教育目的のために運営されている組織に譲渡する。
- (b) クラブの残余資金がいかなる目的であれ個人的利益のために使われることがない。
- (c) 公式の解散の日から 25 日以内に、記入された [ソロプチミスト・クラブ解散] フォーム 202 をリジョン事務局に提出する。提出されたフォーム 202 は解散の日から 30 日以内に連盟事務局に送付される。

I スポンサーしている組織

ソロプチミストの目的を達成するため、日本東リジョンはクラブが単独または共同で、ベンチャークラブ、シグマソサエティ、および S クラブの組織をスポンサーすることを奨励する。

1. ベンチャークラブ、シグマソサエティ、S クラブ

- I-1-1 ベンチャークラブ ソロプチミストの使命に賛同する若い女性のボランティアグループを対象とする。
- I-1-2 シグマソサエティ 短大、大学レベルの若者によるボランティアグループを対象とする。
- I-1-3 S クラブ 中学、高校レベルの若者によるボランティアグループを対象とする。

2. 認証式および財務

- I-2-1 各認証式に、リジョンガバナー名で祝い状と祝い金を贈る。金額については理事会がこれを決定する。
- I-2-2 ベンチャークラブ、シグマソサエティおよび S クラブの認証において、プログラム委員会はクラブを補佐する。
- I-3-3 ベンチャークラブ、シグマソサエティおよび S クラブの認証式の指導ならびに認証式に出席するガバナー、または代理の交通費・日当・宿泊費・登録料は、スポンサーするクラブが負担する。

J 保 険

1. 契約・更新・支払

- J-1-1 ガバナーは理事会の決議により、必要とする保険を契約することができる。
- J-1-2 契約する保険会社、保険の種類、保険金額については理事会が決定する。
- J-1-3 理事会は、既に加入している保険については、更新時にその妥当性を審議しなければならない。

J-1-4 被保険者に保険金の支払いが生じたときは、理事会の承認を必要とする。

2. 補償保険

J-2-1 日本東リジョン役員を被保険者とする補償の保険に加入する。

3. 保険加入

J-3-1 日本東リジョン主催または共催の下記の会合開催の際は、適切な保険に加入する。

- ① 三役会議
- ② 日本東リジョン大会
- ③ リジョン内ソロプチミストの研修に関わる会合
- ④ リジョン主催のユース・フォーラム
- ⑤ ソロプチミスト外部の人を対象とする会合

4. 身元信用保険

J-4-1 日本東リジョンが保険契約者となり、被保険者はリジョントレジャラーおよびリジョン内クラブのトレジャラーならびにリジョン事務局員とする。

K 個人情報の取り扱い

1. 個人情報の共同利用および管理

K-1-1 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョンが所有する個人情報は、以下に示すアメリカ連盟と共同利用することがある。

- 国際ソロプチミストアメリカ日本中央リジョン
- 国際ソロプチミストアメリカ日本北リジョン
- 国際ソロプチミストアメリカ日本南リジョン
- 国際ソロプチミストアメリカ日本西リジョン

K-1-2 日本東リジョンが所有する会員の個人情報データ（名簿）は安全かつ機密性の高い方法でリジョン事務局によって維持される。販売、勧誘目的その他の使用は何人に対しても拒否される。

日本東リジョンは個人情報保護法による利用目的の特定、安全管理、利用目的の通知・公表、適切な取得、本人への情報開示、監督責任に対する義務と責任は厳重に守られるよう管理に務める。

K-1-3 会員名簿は会員のみに配付する。譲渡、コピーをすることを禁じ、みだりに外部に持ち出してはならない。

L 国際（S I）、連盟（S I A）

1. 財 務

L-1-1 国際会費および連盟会費等は、リジョンでとりまとめて連盟へ一括送金する。

L-1-2 連盟大会ならびにガバナー円卓会議、その他の会合に日本東リジョンを代表して出席する

ガバナーまたはメンバーに、連盟が負担する金額以外の必要経費を支給する。その他連盟より招請されたメンバーについては、リジョン理事会が決定する経費を支給する。

2. 連盟大会リジョンデレゲート・国際プログラム表決デレゲート

- L-2-1 連盟大会のリジョンデレゲートは直前ガバナーとする。国際プログラム表決デレゲートはガバナーとし、代理は理事会メンバーより選出する。リジョンは予算の範囲内で、この経費を支給する。

M 日本5リジョン共通事項

- M-1-1 日本5リジョンに関する事項は、別途定められた「国際ソロプチミストアメリカ日本5リジョン共通事項マニュアル」に従って処理する。

N 日本東リジョン事務局

1. 所在地

- N-1-1 日本東リジョンは、下記に事務局を置く。
〒102-0083 東京都千代田区麹町6丁目4番地17号 麹町ブライトンビル5F
TEL: 03-3263-8961 FAX: 03-3263-8962
E-mail: siajph@sia-higashi.com URL: <http://www.sia-higashi.com>

2. 事務局の維持

- N-2-1 日本東リジョン事務局の維持ならびに事務局員の雇用については、日本東リジョン理事会がその責任を有する。
N-2-2 日本東リジョン事務局は事務局長と事務局員で構成する。事務局長は理事会が選任し、ガバナーの指示、監督の下、事務局を管理する。
N-2-3 日本東リジョン事務局員の給与額等は、理事会が決定する。

3. 就業規則

- N-3-1 リジョン事務局員は「日本東リジョン事務局就業規則」に従わなければならない。

2018年11月28日 理事会承認



国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン

〒102-0083 東京都千代田区麹町6-4-17
麹町プライトンビル5F

TEL : 03-3263-8961 FAX:03-3263-8962

Email : siajph@sia-higashi.com

URL : <http://www.sia-higashi.com>

クラブ名: SI _____

名 前: _____